

# 福岡県公報

平成二十年五月七日  
第二千八百十九号  
増刊 ①

## 目次

訓 令(第二十号)

福岡県同和对策会議規程の一部を改正する訓令(福岡県教育委員会訓令第三号)

訓令第二十号

(調整課) …………… 一

## 訓 令

福岡県訓令第二十号

福岡県教育委員会訓令第三号

福岡県同和对策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年五月七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県教育委員会

福岡県同和对策会議規程の一部を改正する訓令

福岡県訓令第十六号

福岡県同和对策会議規程(昭和四十一年九月 福岡県教育委員会訓令第三号)の一部を

次のように改正する。

第五条第二項中「総務部地方課長」を「総務部行政経営企画課長」に、

「企画振興部

企画調整課長

を「企画・地域振興部総合政策課長」に、

地域振興課長

「保健福祉部保健福祉課長

保健福祉部児童家庭課長

保健福祉部健康対策課長

保健福祉部生活衛生課長

環境部環境政策課長

生活労働部生活文化課長

生活労働部労働局労働政策課長

生活労働部労働局職業能力開発課長

「保健医療介護部保健医療介護総務課長

保健医療介護部健康増進課長

保健医療介護部保健衛生課長

福祉労働部福祉総務課長

福祉労働部子育て支援課長

福祉労働部労働局労働政策課長

環境部環境政策課長

新社会推進部社会活動推進課長

「農政部農政課長

農政部農業振興

農政部農業経済

水産林務部林政

課長 「農林水産部農林水産政策課長

課長 を 「農林水産部経営技術支援課長」

課長 「農林水産部経営技術支援課長」

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の福岡県同和对策会議規程の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

### 附 則

第六条第二項、第四項及び第五項中「保健福祉部」を「福祉労働部」に改める。

「建設都市部住宅課長」を「建設都市部住宅計画課長」に、「教育庁教育企画部生涯学習課長」を「教育庁教育企画部社会教育課長」に改める。

「建設都市部管理課長」を「建設都市部建築都市総務道路維持課長」に、「建設都市部建築都市管理課長」を「建設都市部建築都市総務課長」に改める。

「土木部土木管理課長」を「土木部道路維持課長」に、「土木部道路維持課長」を「土木部道路維持課長」に改める。

「県土整備総務課長」を「県土整備部」に改める。

「県土整備部」を「県土整備部」に改める。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）